【

（別紙様式第１号‐１：本人（代表者）又は代理人による入札の場合）

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構

理　事　長　　佐藤　一雄 　殿

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人氏名　　　　　　　　　　　）

\

ただし、独立行政法人農畜産業振興機構□□□□□に係る経費

（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当額を減じた金額を記載）

上記のとおり入札します。

[注意]　１　「年月日」は、入札書の提出日の日付を記載すること。

２　「住所」及び「商号又は名称」は、代理人による入札の場合であっても、本人の情報を記載すること。

３　代理人による入札の場合、「代理人氏名」の署名は必須とする。

４　□□□□□は、入札の公告に示す件名を記載すること。

５　用紙はＡ４版とする。再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。

６　鉛筆、消せるボールペンその他記載内容が消える可能性のある筆記具による記入は行わないこと。

７　[注意]は、入札参加者に対する注意書きであるため、入札書作成時は記載を省略してもよい。

（別紙様式第１号‐２：復代理人による入札の場合）

入　　札　　書

令和　　年　　月　　日

独立行政法人農畜産業振興機構

理　事　長　　佐藤　一雄 　殿

住　　　　所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

復代理人氏名

\

ただし、独立行政法人農畜産業振興機構□□□□□に係る経費

　　　（消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税相当額を減じた金額を記載）

上記のとおり入札します。

[注意] １　「年月日」は、入札書の提出日の日付を記載すること。

２　「住所」及び「商号又は名称」は、本人の情報を記載すること。

３　「復代理人氏名」の署名は必須とする。この場合において、「代表者氏名」及び「代理人氏名」は必ず記載すること。

４　□□□□□は、入札の公告に示す件名を記載すること。

５　用紙はＡ４版とする。再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。

６　鉛筆、消せるボールペンその他記載内容が消える可能性のある筆記具による記入は行わないこと。

７　[注意]は、入札参加者に対する注意書きであるため、入札書作成時は記載を省略してもよい。

（別紙様式第２号‐１：本人（代表者）又は代理人による入札の場合）

封印用封筒記載例

封筒表

（独）農畜産業振興機構　契約事務責任者あて

入　札　書　在　中

　　　　　入札件名

　　　　　年月日

封筒裏



住　所

　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　本人又は代表者氏名

　　　　　　　　　　代理人氏名

　　　　　　　　　　電話番号

[注意] １　「入札件名」、「年月日」、「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」、「代理人氏名」の記載及び押印は、別紙様式第１号‐１の注意書きに準じ、同様に行うこと。

２　封筒の綴じ合わせが存在する箇所（例：上図の㊞）には、本人（代理人による入札の場合は代理人）の署名もしくは押印をすること。

３　鉛筆、消せるボールペンその他記載内容が消える可能性のある筆記具による記入は行わないこと。

（別紙様式第２号‐２：復代理人による入札の場合）

封印用封筒記載例

封筒表

（独）農畜産業振興機構　契約事務責任者あて

入　札　書　在　中

　　　　　入札件名

　　　　　年月日

封筒裏



住　所

　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　復代理人氏名

　　　　　　　　　　電話番号

[注意]　１　「入札件名」、「年月日」、「住所」、「商号又は名称」、「代表者氏名」、「復代理人氏名」の記載は、別紙様式第１号‐２の注意書きに準じ、同様に行うこと。

２　封筒の綴じ合わせが存在する箇所（例：上図の㊞）には、復代理人の署名もしくは押印をすること。

３　鉛筆、消せるボールペンその他記載内容が消える可能性のある筆記具による記入は行わないこと。

別紙様式第４号

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記１及び２のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴機構の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

１ 契約の相手方として不適当な者

（１）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（２）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（３）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（４）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

（５）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２ 契約の相手方として不適当な行為をする者

（１）暴力的な要求行為を行う者

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（４）偽計又は威力を用いて契約事務責任者等の業務を妨害する行為を行う者

（５） その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約いたします。